

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月31日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市規則第34号

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年郡山市条例第39号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第2条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 条例第5条に規定する規則で定める基準は、この条から第8条までに定める基準とする。

2 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給の欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種の欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

3 経験月数（郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員、郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年郡山市条例第63号）の適用を受ける職員、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年郡山市条例第40号）の適用を受ける職員及び月額で報酬を定める会計年度任用職員として同種の職種に在職した月数（当該職員として同種の職種に在職した月数がない会計年度がある場合は、その会計年度以前の月数を除く。）をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第5条から第7条までの定めるところにより、職種別基準表の基礎号給の欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

4 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限の欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第4条 職種別基準表は、職種の欄の区分に応じて適用する。

(会計年度任用職員としての経験月数を有する者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験月数（会計年度任用職員としての経験月数に限る。この条において同じ。）を有する者の号給は、フルタイム会計年度任用職員となった日の属する会計年度の前会計年度における次の各号に掲げる経験月数に応じ、当

該各号に定める数を、前会計年度においてその者が受けていた会計年度任用職員としての号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- (1) 1月以上6月未満 0
- (2) 6月以上12月未満 1
- (3) 12月 2

2 前項に規定する経験月数の計算において、1月未満の端数があるときは、これを1月とし、同一の会計年度内における任期（同一の職種の会計年度任用職員として任用された期間に限る。次項において同じ。）が2以上ある場合で1月未満の端数があるときは、その端数を合算し、合算後の月数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

3 前2項の場合において、フルタイム会計年度任用職員となった日の属する年度の前会計年度1年間において、次の各号に掲げる事由により当該各号に定める勤務しなかった日がある場合には、前2項により計算して得た月数から、前2項により計算して得た月数に当該勤務しなかった日の合計数を任期の日数から週休日を除いた日数で除して得た数を乗じて得た数（1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数。）を減じた数を経験月数とする。

(1) 療養休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病による場合を除く。） 当該任期において現に勤務しなかった日数（郡山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年郡山市規則第36号。以下「勤務時間規則」という。）第3条第1項に規定する週休日及び勤務時間規則第12条に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）

(2) 条例第16条第1項の規定に該当する欠勤 当該任期において現に勤務しなかった日数

(3) 休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職を除く。） 当該任期において現に勤務しなかった日数（休日等を除く。）

（会計年度任用職員以外の経験月数を有する者の号給）

第6条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、会計年度任用職員以外の経験月数を有する者の号給は、会計年度任用職員及び会計年度任用職員以外の在職していた会計年度の経験月数に応じた数（第5条第1項各号に応じた数をいう。）を、第3条第2項の規定により決定された号給に加えて得た数を号数とする号給とする。

2 前項の場合において、前条第3項各号に掲げる事由により当該各号に定める勤務しなかった日があるときは、前項により計算して得た月数から同項により計算して得た月数に当該勤務しなかった日の合計数を任期の日数から週休日を除いた日数で除して得た数を乗じて得た数（1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数）を減じた数を経験月数とする。

（特殊な経験等を有する者の号給）

第7条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前2条の規定による場合には常時勤務を要する職を占める職

員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

（号給に関する規定の適用除外）

第8条 単純な作業に従事する職種として別に定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、前3条の規定は、適用しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第9条 条例第6条の規定により準用する給与条例第7条第1項に定める期間（以下「給与期間」という。）中において条例第6条の規定により準用する給与条例第7条第2項に規定する給料の支給日（以下「給料の支給定日」という。）後に新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給与期間中において給料の支給定日前に退職したフルタイム会計年度任用職員には、新たにフルタイム会計年度任用職員となった日又は退職の日以後速やかにその月分の給料を支給する。

2 給料の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が、郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年郡山市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する祝日法による休日（以下「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を給料の支給定日とする。

第10条 フルタイム会計年度任用職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされているフルタイム会計年度任用職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その日以後速やかにその給与期間中の給料を支給する。

（予算科目を異にして異動した場合の給料等の支給方法）

第11条 会計年度任用職員が、給料又は報酬（以下「給料等」という。）の支給を受ける予算上の科目（以下「費目」という。）を異にして異動した場合において、その月の給料等を分割して支給する場合には、その給与期間中の現日数から勤務時間規則第3条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎とし日割りによる計算により異動の日の前日までの分をその者が従前支給を受けていた費目から支給し、その者のその月に受ける給料等の額の残額を新たに支給を受けることとなった費目から支給する。

（給料等の返納）

第12条 会計年度任用職員の給料等が給与期間中給料等の支給定日後において、退職、休職、停職及び育児休業法第2条の規定による育児休

業により過払いとなった場合には、速やかにその過払いとなった分を返納しなければならない。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第13条 条例第7条の規定により準用する給与条例第14条に規定する通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当等の支給）

第14条 条例第8条の規定により準用する給与条例第16条第1項、第3項及び第4項に規定する超過勤務手当、条例第9条の規定により準用する給与条例第17条に規定する休日給及び条例第10条の規定により準用する給与条例第18条に規定する夜勤手当の支給は、常勤の職員の例による。

（超過勤務手当について準用する条例の規定の読替え）

第15条 条例第8条の規定により給与条例第16条第1項、第3項から第5項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える給与 条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第3項	勤務時間条例第5条	郡山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年郡山市規則第36号。以下この条において「勤務時間規則」という。）第5条
	勤務時間条例第3条第2項又は第4条	勤務時間規則第3条第2項又は第4条
第16条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条	勤務時間規則第3条第1項、第4条及び第5条
第16条第5項	勤務時間条例第7条の2第1項	勤務時間規則第10条第1項

（休日給について準用する条例の規定の読替え）

第16条 条例第9条の規定により給与条例第17条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える給与 条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第17条第3項	勤務時間条例第8条	郡山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年郡山市規則第36号。以下この条において「勤務時間規則」という。）第12条

	勤務時間条例第 9 条 第 1 項	勤務時間規則第13条第 1 項
	勤務時間条例第 3 条 第 1 項又は第 4 条	勤務時間規則第 3 条 第 1 項又は第 4 条
	勤務時間条例第 4 条 及び 第 5 条	勤務時間規則第 4 条 及び 第 5 条

（夜勤手当の例外）

第17条 条例第10条及び第21条に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる時間を勤務時間とし、本庁、行政センター及び行政センター連絡所において、文書、物品、電報等の受領及びその保管等を常態として行う者又は郡山市熱海温泉事業所において点検、監視の業務を行う者とする。

(1) 午後 5 時15分から翌日の午前 8 時30分まで

(2) 郡山市の休日定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日において、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第18条 条例第11条の規定により準用する給与条例第22条に規定する宿日直手当の支給される勤務は、郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年郡山市規則第36号）第 5 条の 2 に掲げる勤務とし、給与条例第22条第 1 項に規定する市長が規則で定めるもの及び市長が定める額は、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第19条 条例第13条の規定により準用する給与条例第23条から第23条の 3 までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲（期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第24条第 1 項において同じ。）、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止処分に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

（期末手当の支給の例外）

第20条 条例第13条第 2 項に規定する規則で定める任期は、給与条例第23条に規定する基準日以前 6 月以内の期間において、国又は他の地方公共団体の会計年度任用職員として在職した期間とする。

（期末手当の端数計算）

第21条 条例第13条及び第23条で準用する給与条例第23条第 2 項の期末手当基礎額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第22条 条例第19条第 2 項に規定する規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第19条第 2 項第 1 号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第19条第 2 項第 2 号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第19条第3項に規定する規則で定める割合は、100分の25とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第23条 条例第20条第2項に規定する規則で定める割合は、100分の135とする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第24条 条例第23条の規定により準用する給与条例第23条から第23条の3までに規定する期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止処分に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。ただし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日については、期末手当の基礎額が決定した日以後とし、速やかに支給するものとする。

2 条例第23条第1項に規定する規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が15時間30分未満の者（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が週によって異なる場合には、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者）とする。

3 条例第23条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第23条第4項に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第25条 条例第24条第1項に規定する規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月21日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を報酬の支給日とする。

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項及び次条において同じ。）となった者及び給料の支給日前において退職したパートタイム会計年度任用職員には、新たにパートタイム会計年度任用職員となった日又は退職の日以後速やかにその月分の給料を支給する。

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の報酬は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされているパートタイム会計年度任用職員が、報酬の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その日以後速やかに給与期間中の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第27条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその日後速やかに支給することができるものとする。

(休暇時の報酬)

第28条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、勤務時間規則第16条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第18条第1項に規定する有休の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(委任)

第29条 会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤の職員との均衡を考慮して、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(任期継続職員の号給)

2 条例附則第2項に規定する任用日において、条例附則第2項に規定する任期継続職員の条例第3条から第5条までに基づき決定される号給は、第3条から第8条までの規定にかかわらず、条例別表第1に定める当該職務の級における給料月額が条例附則第2項に規定する任期末日において当該任期継続職員が支給を受けていた給与の額（1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に満たない場合は、勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を当該任期継続職員の1週間当たりの勤務時間で除した数を乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を下回らない額の号給における最低の号給とする。ただし、この場合において、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限の欄に定められている号給を超えることはできない。

(勤務時間が異なる場合の読み替え)

3 任期末日における勤務時間と条例附則第2項に規定する任用日における勤務時間が異なる任期継続職員においては、前項の規定中「当該任期継続職員が支給を受けていた給与の額」とあるのは「任用日における勤務時間と同じであった場合に他の任期継続職員が受けていた給与の額との均衡を考慮して決定される給与の額」と読み替えるものとする。

(任用日のみなし)

- 4 第5条の規定に基づき号給を決定する場合における任期継続職員の経験月数については、当該任期継続職員は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から任用されていたものとして計算する。
- 5 任期継続職員が第13条の規定に基づき令和2年4月に通勤手当の支給を受ける場合で、任期の初日から給与条例第14条第1項の職員たる要件を具備されるに至ったときは、施行日から要件を具備されるに至ったものとみなす。
- 6 条例第6条及び第24条の規定に基づく任期継続職員の給料又は報酬の支給においては、当該任期継続職員は、施行日から任用されていたものとする。
- （特別の事情があると認められる場合の加算額）
- 7 条例別表第1備考に規定する規則で定める特別の事情は次の各号に掲げるものとし、規則で定める額は当該各号に掲げる額とする。
- (1) パートタイム会計年度任用職員が保育所において、専ら開所時間からの勤務又は閉所時間までの勤務をする場合 月額4,200円
- (2) 会計年度任用職員が放課後児童クラブにおいて、専ら主任支援員の業務を行う場合 月額4,200円

別表 職種別基準表（第4条関係）

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
事務補助（簡易）	1	1	1	1
事務補助	1	1	1	9
事務職	1	9	1	29
宿日直	1	9	1	9
筆耕	1	9	1	29
放課後児童クラブ相談員	1	29	1	29
施設長	1	29	1	29
地域おこし協力隊	1	33	1	33
暴力団・不当要求対応専門員	1	52	1	52
生活安全員	1	52	1	52
防災危機専門官	1	93	1	93
看護師	1	13	1	33
准看護師	1	13	1	33
栄養士	1	13	1	33

手話通訳士	1	13	1	33
消費生活専門相談員	1	13	1	33
放射線技師	1	13	1	33
歯科衛生士	1	13	1	33
保育士	1	13	1	33
相談支援専門員	1	13	1	33
臨床検査技師	1	13	1	33
保健師	1	17	1	37
助産師	1	17	1	37
理学療法士	1	17	1	37
介護認定調査員	1	23	1	43
獣医師	1	42	1	70
主任介護支援専門員	1	43	1	63
教育支援専門相談員	1	9	1	29
学校生活支援員	1	9	1	29
特別支援教育補助員	1	9	1	29
社会教育指導員	1	23	1	23
教科専門員	1	35	1	35
複式学級補助員	1	35	1	35
学校教育アドバイザー	1	41	1	41
学校教育推進員	1	41	1	41